

地域活性化起業人制度による派遣に関する協定書（案）

〇〇（以下「甲」という。）と静岡市（以下「乙」という。）とは、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和３年３月30日付け総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知）に基づく甲の社員の乙への派遣に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多様化する行政ニーズに対応し、市民サービスの維持向上を図る業務効率化の実施に資するために乙に派遣される甲の社員に関し必要な事項を定めるものとする。

（社員の派遣）

第2条 甲が派遣する社員（以下「派遣員」という。）の氏名は、次のとおりとする。

〇〇〇〇

（身分及び所属）

第3条 派遣員は、派遣期間中においても、甲の社員の身分を有するものとする。

2 派遣員の乙における所属は、総合政策局DX推進課とする。

3 派遣員が行う業務は、おおむね次のとおりとする。ただし、これ以外に必要な業務が発生した場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（１）各課の取組（事業）を第三者の視点から分析し、事務フローの作成、各取組（事業）の見える化を指導

（２）不要な事務の見直し、事務の集約などの運用面での見直しを提案・実施

（３）デジタルツールの導入等の投資的対応の実施に係る合意形成に向けて、費用対効果分析などに基づく提案を実施

（４）上記手順での見直し実施後の各取組（事業）の経過確認

（派遣期間）

第4条 派遣員の派遣期間は、令和7年 月 日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからもそれぞれの相手方に対し書面による異議の申出がなされないときは、当該期間は、1年を超えない範囲内で、通算して3年を限度として延長するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙は、1月前までに文書により相手方に通知することにより、派遣期間の延長又は短縮を求めることができる。

3 前項の通知があった場合、甲及び乙は、派遣期間について誠実に協議し、決定するものとする。

（服務）

第5条 派遣員の服務は、甲の承認を得て乙の命ずるところによる。

(法令及び職務上の指示に従う義務)

第6条 甲は、派遣員に対し、法令（乙の条例、規則等を含む。以下同じ。）を遵守させるとともに、派遣員が配属される乙の部署（以下「所属」と言う。）の上司等の職員の指示に従うよう指導するものとする。

(従事制限等)

第7条 乙は、派遣員の派遣期間中に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 派遣員を行政処分、行政指導、契約、出納金等の金銭の取扱い及び甲に対する補助金交付に係る業務に従事させてはならないこと。

(2) 派遣員に甲の社員たる地位又はこれによる影響力を利用させてはならないこと。

(信用失墜行為の禁止の指導)

第8条 甲は、派遣員が乙の職の信用を傷つけ、又は乙の不名誉となるような行為をしないよう指導するものとする。

(守秘義務)

第9条 甲は、派遣員が乙の業務において知り得た秘密を、乙の業務の継続中又は終了後を問わず、乙の承諾なく、甲の役職員を含む第三者に開示し、又は漏洩させてはならない。

(管理者及び監督者の責務)

第10条 乙における所属の管理者及び監督者（以下「管理者及び監督者」という。）は、派遣員が心身ともに健康な状態で業務に従事できるよう配慮しなければならない。

2 管理者及び監督者は、派遣員が前項に規定する状態で業務に従事することができない事情が生じたときは、速やかに自らの上司及び甲に報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項の規定による報告があったときは、互いに協力して対応するものとする。

(出勤状況等の通知及び報告)

第11条 乙は、派遣員の出勤、休暇取得状況等に関し、定期的に甲に通知する。また、甲は必要に応じ、乙に報告を求めることができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による報告の内容について、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の規定の範囲内で保護されることを確認する。

(給与等)

第12条 派遣員の給与及び賞与は、甲の定める支給基準に従い、甲が派遣員に直接支給する。

2 乙は前項の規定により、甲が派遣員に支給する給与の一部を負担金として、甲に支払うものとする。

3 前項の負担金は、1年につき800万円とする。この場合において、1年に満たない期間については、800万円を月割りにより計算した額を限度とするものとし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

4 前項後段の規定により計算した負担金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

5 第3項に規定する負担金は、乙の指示に基づき、甲が乙に対して請求書を提出し、乙が甲の指定する口座に振り込むこととする。

(通勤手当)

第13条 派遣員の通勤手当は、乙における所属を勤務地とみなし、甲の関係規程に基づいて甲が支給する。

(旅費)

第14条 派遣員の派遣中の出張旅費は、乙の関係規程に基づいて乙が支給する。ただし、派遣元への業務報告並びに派遣元における健康診断及び研修による出張旅費については、甲の関係規程に基づいて甲が支給する。

(勤務時間、休日、休暇等)

第15条 派遣員の勤務時間、休日、勤務を要しない日及び休憩時間については、乙の関係規定を適用する。ただし、これによりがたい場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

2 派遣員の休暇については、甲の関係規程を適用する。

3 派遣員の休暇の承認（甲が派遣員に直接承認するものとして別に定めるものを除く。）並びに時間外勤務及び休日勤務の命令は、甲の依頼に基づき乙が指定する乙の職員が代理して行うものとする。

4 乙は、毎月、甲の指定する日までに、派遣員の1箇月ごとの休暇の取得状況、時間外勤務及び休日勤務の状況について、甲に報告するものとする。

(社会保険)

第16条 派遣員の健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険及び企業年金基金は、甲において加入する。

(定期健康診断)

第17条 派遣員の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断は、甲の基準により、甲において行う。

2 前項に係る費用は、全額甲が負担する。

(災害補償)

第18条 派遣員の業務中及び乙への通勤途中の災害に係る補償については、法令及び甲の関係規程の定めるところにより、甲が処理するものとする。

(損害を与えた場合の処理)

第19条 派遣員が、派遣期間中に故意又は過失により乙及び第三者に損害を与えた場合は、他に責めを負うべき者がある場合のほかは、甲がその責任において解決するよう努めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第20条 この協定に定めるもののほか、派遣期間中の業務について必要な事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲

乙 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長